

日本外来精神医学会 入退会・会費納入細則

(趣旨)

第1条 この細則は、日本外来精神医学会における学会員の入退会および会費納入に関する事項についての詳細を定める。

(入会)

第2条 A学会員は入会手続きは不要である。B学会員、C学会員として入会しようとするものは、診療所の所在するブロック内の、2名の本協会正会員の推薦を経て、所定の入会申込書を学会長に提出しなければならない。

2 入会の可否は、学会長が本人に通知する。

3 退会した学会員が再入会する場合は、その理由を記した説明書とともに、改めて所定の入会申込書を提出した後、学会役員会において再入会の可否を決定する。

4 再入会においては、学会役員会の議を経て、入会金の免除措置をとることができる。ただし、退会の際に未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わなければならない。

(入会年月日)

第3条 入会年月日は、学会役員会が入会を承認した年月日とし、学会長が本人に通知する。

(退会)

第4条 退会しようとするものは、所定の退会届を学会長に提出し学会役員会の議を経ていつでも任意に退会することができる。また、学会役員会において学会員資格維持が困難と判断された場合においては、その学会員資格を喪失するものとする。

2 第6条に定める会費の納入が、2年以上行われなない場合は退会希望とみなし、その学会員資格を喪失するものとする。

3 会員種別が変更になる場合、退会したのち再入会の手続きを行うこととする。

(休会)

第5条 病气(事故、災害によるものを含む)等やむを得ない事情で休職中の学会員に限り、学会役員会の議を経て休会届が提出された月から1年間の会費免除措置を取ることが出来る。この免除措置については同様の手続きを経ることにより年度毎の更新を行うことができる。

2 学会員資格復帰については、資格復帰届書類により学会役員会の議を経て、元の資格に戻ることができる。

3 会費については復帰月からの月割計算で徴収する。

(入会金、会費、負担金及び徴収方法)

第6条 日本外来精神医学会会則による入会金、会費は次のとおりとする。これに変更のある場合に限り、学会役員会の議決を経て定める。

① 入会金 A学会員：無料 B1学会員：5,000円 B2学会員：1,500円

C1 学会員：7, 500円 C2 学会員：4, 000円

② 会費(年間) A 学会員：無料 B1 学会員：10, 000円 B2 学会員：3, 000円

C1 学会員：15, 000円 C2 学会員：8, 000円

(抛出金品の不返還)

第7条 本会を退会しようとするものに係る会費及び負担金などについては、やむを得ない事情があると学会役員会が認めたときは、これを免除することができる。

(異動)

第8条 入会申込書に記載した事項に変更のあった場合は、直ちに所定の変更届を会長宛に提出しなければならない。

(専門職アドバイザーの委嘱期間)

第9条 専門職アドバイザーの委嘱期間は原則2年とする。ただし、再任を妨げない。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は、学会役員会の議決を得て行うことができる。

付則

この細則は、令和6年1月14日から施行する。